

## 令和5年度徳島県防災会議の意見等について

### ○委員からあった御意見

#### 【意見1】

災害時の避難所における性的マイノリティへの配慮を盛り込んでどうか。

#### 【事務局より】

県では、来年4月から性的マイノリティの方々の婚姻を公的に認めるパートナーシップ宣誓制度を導入予定。避難所での性的マイノリティの方への配慮についても盛り込むことで調整する。

#### 【意見2】

南海トラフ地震や大規模災害の発災時は、通信が確保されていることが大前提であり、通信が途絶すると初動活動や救助及び支援者への支援活動ができなくなる。通信ネットワークの構築に際しては多層化・多重化を検討いただきたい。低軌道周回衛星システム等の新たなシステムもある。ご相談いただければ一緒に考えていく。

#### 【事務局より】

防災無線システムの再構築や新たな衛星通信サービスの検討等を行い、多層的な通信手段の確保を検討して参りたい。

停電や通信途絶対策については、移動基地局車や移動電源車での対応等を含め、総務省や通信事業者とも協議を重ねて参りたい。

#### 【意見3】

停電対策としてのガスの活用はどのようになっているのか。

#### 【事務局より】

避難所においてガス対応の発電機を整備したり、県立学校の空調についてガス対応のものを整備している実績がある。

各市町村とともにガスで電力の供給ができるよう支援も行っている。

#### 【意見4】

通信の多重化・多層化については自衛隊も取り組んでおり訓練も実施している。屋外で通信を確保するためには電源と燃料が無ければ使えないため、これらをセットで考えている。

徳島県においては、海陽町等の南部地域では、道路が寸断された場合は孤立地域が想定され、その場合には資機材の空輸も考えられるため、今後の防災訓練での検証項目としたり、代替の通信手段による通信確保訓練も有益ではないか。

**【意見 5】**

車いす利用者の方などは、トイレの問題で避難所への避難を躊躇する場合がある。避難所となる小学校等に、車いす利用者等に配慮したトイレの整備やどの避難所に利用可能なトイレが整備されているかという地図作成等の情報提供をお願いしたい。

**【事務局より】**

障がい者に限らず様々な方に配慮したきめ細やかな対応について、市町村とも連携し整備を進めて参りたい。

県としては福祉避難所の数を増やす取組を推進している。また、県立学校の体育館については知事の指示の元、空調の整備を進めている。聴覚視覚支援学校は先行して空調の整備ができており、福祉避難所として徳島市と協定を締結しており、こういった連携を他の市町村に対しても横展開して参りたい。

**【意見 6】**

自衛隊は、トイレの無い野外で訓練を行うのでレンタルの仮設トイレを使用している。東日本大震災の際も県に依頼し、自衛隊の活動地域にトイレを設置してもらった。災害の状況によっては断水等によりトイレが使用できなくなると思うので、どの程度のトイレを確保できるのかということについても検討の一つに入れていただきたい。

また、トイレの種類も仮設型タイプだけではなく、車載型の快適なタイプもあるので、要配慮者に対する対応という点も検討していただければと思う。

**【事務局より】**

災害時のトイレの問題については、県としても重要な課題ととらえており、令和4年6月に「徳島県避難所快適実践マニュアル」を策定したところである。トイレを保有している各事業者との協定締結等により全ての市町村で災害時のトイレの確保率は100%となっているが、福祉避難所や要配慮者への対応を含め更に進化させていきたい。